

[事案 27-241] 手術給付金支払請求

・平成 28 年 5 月 12 日 裁定打切り

<事案の概要>

大腸ポリープ切除術を受けたため、給付金を請求したところ、支払事由に該当しないとして支払拒否されたため、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 10 月に契約した医療保険について、大腸ポリープ切除術に対する手術給付金を手術給付金を支払ってほしい。

または、給付金を請求してから、保険会社の支払拒否の回答が来るのが遅く、本契約の解約もできずに保険料を支払い続けることになったので、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

切除されたポリープは、その大きさから、医学上切除の必要はないものであるから、上記手術も治療上の必要性はなく、「治療を直接の目的とするもの」とはいえないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

(1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険会社に対し、保有する医療記録の提出を求め、審理の資料とした。

(2) 給付金請求時の事情等を確認するため、申立人に対し、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、切除したポリープについて、診断書において記載された大きさと、手術中の画像から保険会社が推定した大きさとは異なるところ、この大きさについて確認するには、関係当事者の証人尋問手続を含む厳密な事実認定が不可欠であることから、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。